

富士見市議会議長交際費の執行に関する事務取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、富士見市議会議長（以下「議長」という。）の交際費を適正に執行し、かつ、支出の透明性を高めるため、必要な事項を定めるものとする。

(交際費の定義)

第2条 この要領において交際費とは、議長が議会を代表し、議会運営上必要と認める外部との交際のために要する経費で、予算の範囲内で交際費の科目から支出するものをいう。

(交際費請求者)

第3条 交際費を請求できる者は、議長とする。

(執行限度額)

第4条 交際費の額は、毎年度予算で定める。

(支出基準)

第5条 交際費は、次の各号に掲げる区分に応じ、支出するものとする。

- (1) 慶祝 結婚式、発表会等、大会・地域行事等
- (2) 弔慰 香典、花輪、供花
- (3) 会費 飲食等を伴う総会、新年会、忘年会、地域祭典、祝賀会等
- (4) 見舞い 病気、災害等
- (5) 餞別 全国大会出場等
- (6) その他 記念品等、議長が必要と認めたもの

2 前項区分に応じ、支出する限度額は、別表のとおりとする。

3 交際費の執行は、第2項の基準により社会通念上、妥当と認められる範囲内で公平かつ適正に支出するものとする。

4 祝意、弔意及び見舞いの表意者は、原則として「富士見市議会」とする。

5 支出内容のうち、消費税及び特別地方消費税が課税されるものについては、当該課税額を加算した額を支出限度額とする。

(職務代理)

第6条 交際費の執行に当たり、議長は、副議長をして自己の代理をさせることができる。

(手続)

第7条 交際費の執行手続については、事務局長が行う。

- 2 事務局長は、交際費の執行に関する「議長交際費支出状況簿」を備え記録するとともに、これを保管するものとする。
- 3 事務局長は、交際費の執行状況に係る情報をホームページに掲載するとともに、交際費についての情報提供又は情報公開の請求があったときは、「議長交際費支出状況簿」の閲覧又はその写しの交付を行うものとする。ただし、交際費の支出先について個人が識別され、又は識別され得ることとなる部分については、これを非開示とする。
- 4 議長交際費の執行状況に係る情報のホームページ掲載時期は、当月分を翌月の10日までに行うものとする。
- 5 前各号のほか、交際費の請求及び執行の手続については、事務局長が定めるところによる。

附 則

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

別表(第5条関係)

1 慶賀、会費、餞別関係

区 分	支 出 対 象	限 度 額
慶 祝	結婚式（市職員を除く。）	20,000円
	発表会、大会・地域行事等	会費相当額
会 費	総会・新年会・忘年会・地域祭典・祝賀会等	飲食を伴わない場合 0円
		飲食を伴う場合 会費相当額
餞 別	個人（1人）	5,000円
	団体（2人以上）	10,000円
その他（記念品等）	社会通念上必要と認められる額（実費相当額）	

2 弔慰、見舞い関係

区 分				内訳・限度額		
				香 典	花輪等	見舞い
議 員	市議会議員	現職	本 人	10,000円	○	10,000円
		元職	本 人	10,000円	○	—
特 別 職	市長・副市長・教育長	現職	本 人	10,000円	○	10,000円
		元職	本 人	10,000円	○	状況により判断
非 特 別 職	選挙管理委員会委員長 代表監査委員・公平委員会委員長・ 固定資産評価審査委員長・農業委員 会会長	現職	本 人	10,000円	○	10,000円
		—	—	—	—	—
職 員	部長級	現職	本 人	10,000円	○	状況により判断
		—	—	—	—	—
他	その他議長が特に必要と認めるもの			10,000円	○	10,000円